

新郷村風力発電所環境影響評価準備書に対する知事意見（青森県）

- 1 対象事業実施区域内での繁殖の可能性がある重要な鳥類であるクロジ、ノジコ、コルリ、ハチクマ等について、繁殖に係る移動経路の遮断・阻害による影響等、繁殖の観点から適切に予測及び評価を行い、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域の西 0.2 km に位置する迷ヶ平は、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場であるが、当該地点における景観の予測において、風力発電設備 No. 1 の垂直見込角が圧迫感を受ける可能性のある 10 度に近い結果となっており、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあることから、影響は小さいとした評価結果を見直した上で、必要に応じて風力発電設備の配置の変更等を検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。

環 管 ー 9 6 2
平成27年11月16日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 外

新郷村風力発電所環境影響評価準備書に対する意見について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

設置する風力発電設備の騒音パワーレベルについて、出典や測定方法等を評価書に記載すること。

(2) 動物

事後調査としてバードストライクに関する調査を実施することとしているが、風力発電設備の稼働に伴う影響を十分に把握できる調査となるよう、専門家等の意見を聴いた上で適切に実施すること。

